

令和3年度

第8回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第8回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月8日（月）午後1時30分～午後2時05分

2. 開催場所 市役所 第2庁舎 4階大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄徳
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班（委員）の指名

4 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

1件

議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	21件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	8件
報告第5号	令和3年度農地利用状況調査結果について	

#### 5. 農業委員会事務局職員

局長	飯塚 浩一
次長	舘野 裕之
副主幹	山崎 武敏
副主幹	本多 浩章
副主幹	吹上 裕三
主査	平野 雅邦
主任	地村 環

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和3年度第8回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席1番の委員、議席2番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎副主幹、本多副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員でございます。</p> <p>農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員でございます。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第2号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和3年10月20日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、北国分2丁目および3丁目の農地3筆で、合計面積は5,858平方メートルです。</p> <p>地目は「畑」及び「田」ですが、現況は「露地畑」となっております。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和3年5月17日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席3番の委員。</p>

議席3番の委員	<p>議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和3年10月28日に第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と願出人夫婦、母及び長男夫婦の6名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、小塚山公園の北側に位置した露地畑1筆、758平方メートルと、小塚山公園の北西側に位置した露地畑2筆、5,100平方メートルです。</p> <p>いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により証明することと決定いたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件ございます。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年10月14日及び10月19日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が2件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席4番の委員。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」の調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和3年10月28日に第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p>

	<p>初めに、(1) ですが、申請地は、下貝塚中学校の北西側に位置した樹園地1筆、面積1,256平方メートルで、主に申出人の夫が農業に従事していましたが、昨年の3月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>次に、(2) ですが、申請地は、小塚山公園の北側に位置した露地畑2筆、面積1,124平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、今年の5月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p>



	<p>続きまして、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(2)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、次長。</p>
事務局次長	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>平成27年11月20日付で相続が発生し、相続人からは令和3年10月12日に権利取得の届出がありました。</p> <p>なお、農業委員会による、あっせん等の希望はありませんでした。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項ですので、ご了解をお願いいたします。</p>

事務局次長	<p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）」が、21件ございます。</p> <p>事務局より報告をお願いいたします。</p>
議長	はい、議長。
事務局次長	はい、次長。
事務局次長	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、ご報告いたします。</p> <p>議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和3年10月1日から同年10月29日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は、</p> <p>5件、9筆、2,216.10平方メートル</p> <p>第5条の届出は、</p> <p>16件、24筆、6,799.48平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条の合計は、21件、33筆、転用面積は、9,015.58平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、8ページから12ページまでの記載のとおりでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項ですので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。</p> <p>事務局より報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。

議 長	はい、次長。
事務局次長	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」について、ご報告いたします。</p> <p>議案の13ページ、14ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和3年9月29日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は大野町、面積は347平方メートル他2筆で、合計面積は614平方メートルで市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件の係る申請状況は、令和3年3月25日、農地法第4条に基づいて「貸資材置場及び貸車両置場」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和3年10月7日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承いただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については、「転用目的どおり」と記載した上で回答しました。</p> <p>次に、(2)については、令和3年9月29日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は、高谷、面積は786平方メートルで市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件の係る申請状況は、令和3年6月25日に農地法第4条に基づき「貸車両置場」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和3年10月7日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説</p>

<p>議長</p>	<p>明を行い、回答について了承いただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については、「転用目的どおり」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項ですので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、8件でございます。</p> <p>事務局より報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の15ページから17ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するにあたり、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和3年9月7日から10月18日までに申請のあった8件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項ですので、ご了解をお願いいたします。</p>

	<p>次に、報告第5号「令和3年度農地利用状況調査結果について」、事務局より報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、次長。</p>
事務局次長	<p>報告第5号「令和3年度農地利用状況調査結果について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の19ページをお願いいたします。</p> <p>本年10月11日から10月25日まで、農地法第30条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と農業振興課の合同で農地利用状況調査を実施いたしました。</p> <p>報告第5号別冊の1ページをご覧ください。</p> <p>遊休農地と判断されたA地区からF地区の合計は、245筆、126,297平方メートルでございます。</p> <p>続きまして、2ページをご覧ください。</p> <p>前年と比較しまして、増となった遊休農地は、11筆、6,401平方メートル、減となった遊休農地は44筆、23,463平方メートルで、合計は33筆、17,062平方メートルの減となりました。</p> <p>詳細につきましては、次ページ以降をご覧ください。</p> <p>続きまして、13ページをお願いいたします。</p> <p>この結果を踏まえまして、農地法第32条第1項により遊休農地所有者128名に対し、利用意向調査を11月1日付けで発送いたしました。</p> <p>通知文等につきましては、配布資料のとおりです。</p> <p>今後、この調査の回答等により追跡調査を行ってまいります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

議 長	<p>報告事項ですので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、令和3年度第8回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
-----	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。